



食品安全法改正(H27年10月1日施行)について ～食品安全国家となることができるのか～

北陸銀行
大連駐在員事務所
清水 賢一

「食」の安全をめぐる事件が問題となっている中国において、2015年10月1日より施行される食品安全法は「史上最も厳しい」と言われています。

1995年に「国民の身体の健康を保障し、国民の体質を増強する」を目的に「食品衛生法」が公布、施行されました。2008年のメラミン粉ミルク事件をはじめ数多くの食品関連事件から食品衛生法は廃止され、2009年6月1日に「食品安全法」が施行されました。

1. 主な食品関連事件

- 2007年 毒入り餃子事件（従業員が注射針を使い毒混入）
→背景：待遇に不満
- 2008年 メラミン混入粉ミルク事件（食品用ではない原料使用⇒乳児死亡）
→背景：利益優先
- 2014年 上海福喜事件（ナゲットに使用期限切れ鶏肉混入）
→背景：上司の保存期限書替指示等⇒内部告発

中国人の多くは自国産粉ミルクに不信感を持ち、日本や豪州、カナダ等の製品に人気が集中しています。

特に子供にはいいものを選ぶようにしており、ミルク以外にも口に入るもの全般、更にはおむつ等は価格は高くても安心な製品を選んで購入する傾向があります。



現地大手スーパー（海外のミルクが中心）

2. 今回の改正点（2009年公布のものに比べ50条増加）

今回の改正では管理体制の明確化と罰則強化、消費者・メディアの通報システムや賠償対応の明確化等が追加されております（下記は概略です。詳細は最終面をご参照ください。）

- (1) 食品メーカー以外の業者が食品の保管・運送を手掛ける場合は安全が確保できる容器・工具・設備を規定しています。（運送業者も含めた管理強化に加え、食品のネット通販が拡大する中でメーカー以外の業者に対しても強化の動きが出ています。）

- (2) 虚偽の食品広告をした広告業者も、食品製造・販売業者同様連帯責任を負います。(ネット販売が拡大する中、ネット販売のプラットフォーム提供者にも罰則が適用されます。)
- (3) 通報者には奨励を与えることが規定されています。(内部告発悪用の懸念もあります。)
- (4) 先責任負担制により、消費者から賠償請求を受けた生産者または取扱者は、先に賠償を行わなければなりません。なお、責任の所在が判明後、生産者・取扱者は互いに対して求償する権利があります。(従来は他人に転嫁し、責任の所在が不明確でした。)
- (5) 健康食品については、輸出国において既に小売り販売許可を受けなければなりません。
- (6) 農薬、食用農薬品等の管理が強化されます。
- (7) 罰則金の引上げや損害賠償の拡大、摘発後の資格停止、違法売上・設備没収・生産停止等も規定されました。

3. 現地合併企業の動きと対策 (大手商社の合併企業)

- (1) 信頼できるパートナーとの提携がポイントとなります。
- (2) 原料～食品加工～流通・飲食・運送、各段での安全確保、確認が重要です。
- (3) 記録だけではなく、生産現場確認は不可欠です。
- (4) 100%の安全は無いということを前提として、より高い安全性を目指す努力の積み重ねが重要です。

商社の総経理曰く、今回の法改正はどのように運用されるか現段階ではまだわからない点が多いとのことですが、法令の中身を見ると日系企業にとってはすごく当たり前のことも多いことがわかります。

対策として、上記(1)・(2)についてはコストという問題はありますが、極力日系企業との取引に切り替えるようにしていく方針のようです。米国の例ではありませんが、民事の損害賠償額が読めなくなる恐れもありその対策も兼ねているとのこと。加えて、従業員とのコミュニケーションを大切にして、小さなミーティングを増やし不満の早期解消に努めることにしていると話していました。

4. 最後に

中国において食品を生産されている企業・食品運送に携わる企業、中国へ食品を輸出される企業は、自社の生産体制・流通または輸出が改正案に沿っているかを確認し、事前に準備する必要があります。

一方で、現在安全管理を徹底している日系企業は、今回の改正を味方につけ、前向きに取り組んで欲しいと思います。



<改正点 主なもの>

(基本要件)

- 42条 食品製造・販売業者に対して、食品安全システム構築と保護を義務付け
- 46条 食品製造業者に対し、原料、製造工程、製品検査、輸送等につき、安全を保障する事を義務付け
- 56条 飲食業者は汚染された食品や異常な食品の使用禁止。洗浄・消毒を経てない食器を使用してはならない。

(報告義務)

- 47条 食品安全の問題が生じたら、直ちに製造・販売を停止して、食品薬品管理監督部門に報告することを義務付け
- 62条 ネット販売プラットフォーム提供者はオンラインでの食品販売業者に対して実名登録を実施し違法行為を発見したら直ちに報告しサービスを停止する事
- 63条 食品をリコールする場合は、事前に食品医薬品監督管理部門に日時と場所を報告し必要に応じて現地での監督が実施される。

(違反時の処罰)

- 122条 無許可で食品を製造・販売した場合、食品等の価値が1万元未満（約20万円）の場合は5万元から10万元（100万円から200万円）の罰金（従来は2千元から5万元）、1万元以上の場合はその金額の10から20倍の罰金（従来は5から10倍）
- 135条 許可書が没収された食品製造・販売業者、その法定代表者、直接責任を負う主管人員、その他の直接責任者は処罰決定が下された日から5年間、食品製造、販売業務に従事できない。有期懲役以上の刑罰の決定を受けた場合、生涯、食品販売の管理業務に従事してはならない。

(公告及びメディア)

- 140条 広告業者・発布者が虚偽の食品公告を公表し消費者の権利を侵害した場合に、食品製造・販売者と連帯して責任を負う。
- 141条 虚偽の食品安全情報を流布した場合、公安が処罰しメディアが虚偽報道した場合は主管部門が処罰し第三者に損害を与えれば民事責任を負う。

(健康食品関係)

- 74条 国家は健康食品、特殊医学用食品、乳児用食品に対し厳格な管理を行う。
- 75条 健康食品に記載する効能は科学的根拠がなければならず、人体に危害を加えるものであってはならない。
- 76条 輸入される健康食品は輸入国で小売り販売の許可を受けていなければならない。
- 78条 健康食品には病気予防や治療効果を記載してはならない。又「本商品は薬の代品ではない」と明記必要

(消費者保護)

- 148条 安全基準に符合しない食品で損害を受けた消費者は、販売者にも損害賠償を請求することが可能で、賠償請求を受けた業者は先責任負担制により先行して賠償を行い、他人に転嫁してはならず、製造者の責任に属するものは、販売者が賠償後に製造者に求償でき、販売者の責任に属するものは製造者が賠償後に販売者に求償請求できる。安全基準に適合しない食品を生産し、又はそれを知りながら販売した場合、代金の10倍を賠償する他、損失の3倍を賠償する。

(通報制度)

115条 監督部門は通報窓口制度を構築し、調査の結果、通報が事実と判断された場合は、通報者に奨励を与える事、通報者の情報を守秘し通報者の権益を保護する。

<2015年4月 中国人民共和国食品安全法（主席令第21号）より>

* 追加

輸出入食品管理制度について

- (1) 中国向け加工食品の輸出時には「食品安全法」、「食品安全実施法」「輸出入食品安全管理弁法」「予包装食品ラベル通則」「包装済食品栄養ラベル通則」等の関連法令等に規制、その「食品安全法」が今回改正され施行されます。
- (2) なお、中国向け水産食品については平成26年1月1日より変更となっております。中国へ水産物を輸出するためには、事前に施設登録及び衛生証明書の登録が必要です。また輸出に際しては、施設登録の対象と衛生証明書の発行対象が一致する必要があります。

以 上

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださるようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局

〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F

((株)人材情報センター内)

TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565

E-mail: info@chojo-hokugin.jp